
秩父市公共施設広告事業提案制度

令和8年第1回募集要項



秩 父 市

財務部 資産マネジメント課

1 趣旨

民間企業等の発想やアイデアにより、市が保有する公共施設を広告媒体として活用し、更なる自主財源の確保と市民サービスの向上を図ることを目的として、広告掲載の提案を募集します。

2 募集する提案

市が保有する公共施設を広告媒体として活用し、広告を掲載しようとする提案を募集します。

ただし、本市に費用負担（契約終了又は契約解除に伴う原状回復費用を含む。）が生じないことが原則となります。

3 提案の対象とする施設

別紙「提案対象施設一覧・詳細」に記載する施設における提案を対象とします。

※原則、すべて屋内での広告事業に限定します。

4 提案のできる方

（１）提案者の資格要件

提案者は提案内容の実施主体となる意思と能力（資格）を有する団体又は個人とします。

提案事業の実施主体となる意思がなく、本市や第三者が企画を実現することを期待するだけの提案は行うことができません。

広告代理店やグループ（複数企業の共同体）の提案も可能としますが、グループで提案を行う場合は、提案資料において提案者の代表及び構成員を明らかにすることとします。

（２）提案者の制限（欠格事項）

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 秩父市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者
- ③ 秩父市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- ④ 秩父市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 政治的・宗教的な関連性や要素がある者
- ⑥ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5の6の規定に抵触する者
- ⑦ 公共性・公平性に問題がある等、その他、秩父市が提案を受けるに当たりふさわしくないと判断した者

5 契約金額、契約期間、契約方法

(1) 契約金額

提案者からの提案金額をもって契約金額といたします。

※ただし、提案された提案金額（年換算）が著しく安価な場合は、提案をお断りする場合がございます。

(2) 契約期間

原則3年以内として提案してください。（月単位も可）

※床面に設置する場合など広告物によっては5年以内となる場合があります。

(3) 契約方法

市として新たな取り組みについては、提案者との随意契約といたします。

すでに同様の取り組みが市で実施されている提案の場合、改めて公募、入札等を実施する場合があります。

6 対象施設の見学

提案を検討するにあたって、対象施設の見学を希望される場合は資産マネジメント課にご相談ください。スケジュール等の調整をいたします。

7 提案方法

(1) 事前協議

条件等の確認や提案づくりサポートのため、提案書の提出前に必ず事前協議を行ってください。事前協議を希望の際は、資産マネジメント課へご連絡ください。なお、相談内容により施設所管課等へ照会を行う場合があります、回答に時間がかかる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 提案書類の提出

事前協議の完了後、提案書のほか必要書類を添付し、申込みを行ってください。

◆提出書類

- ① 秩父市公共施設広告事業提案書及び誓約書
- ② その他提案事業の内容がわかる参考資料（任意）
- ③ 登記事項証明書又は代表者の身分証明書
- ④ 秩父市の未納税額がないことの証明書

※埼玉県競争入札参加資格者名簿又は秩父市小規模事業者登録名簿に登録のある方がご提案いただく場合、③及び④の提出は不要です。

※提案書において、納税状況等の調査への同意にチェックをいただいている方は④の提出は不要です。

※グループで提案をされる場合、③及び④はグループを構成するすべての者の書類をご提出ください。

※提出書類（複製した書類を含む。）は、企画提案の審査以外の目的には使用しません。

※提案内容について、必要に応じてヒアリング又は追加資料の提出をお願いする場合があります。

（３）提出方法、提出先

資産マネジメント課（秩父市熊木町８番１５号）へ直接又は郵送にてご提出ください。

直接提出される場合、受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日、祝日等の休日を除く。）となりますのでご注意ください。

（４）提出期間

令和８年９月１日から令和８年９月３０日まで

郵送の場合、締切日当日の消印まで有効といたします。

８ 提案内容の審査

（１）審査方法

資産マネジメント課及び施設所管課において、下記の観点から総合的に提案内容を審査し、選定いたします。

※審査に際し、提案者（代理可）にプレゼンテーションをお願いする場合がございます。

◆審査の観点

検討項目	主なポイント
① 対象施設	当該提案が妥当な施設か。
② 財政への効果	歳入の増加又は歳出の削減が見込めるか。
③ 提案の独自性	知的財産的なノウハウを有するか。 独自の発想や工夫が具体的に提案されているか。 独自の発想等に基づく付加価値があるか。

（２）類似提案の審査

類似提案が複数企業から提出され、その提案を市として１枠しか受け入れすることができない場合、別に定める提案金額等の採点方法により審査を行い１者に選定いたします。

（３）審査結果の通知

審査終了後、審査結果通知書を提案者あてに通知いたします。

※採用となった提案については市ホームページ等で公表いたしますのでご了承ください。

9 契約期間終了後の継続実施について

市として新たな取り組みである場合については、提案者との随意契約といたしますが、契約期間終了後、継続して同様の取り組みを行いたい場合については、随意契約ではなく公募、入札等を実施いたしますので、あらかじめご了承ください。

10 広告内容等の審査

広告主、広告内容の審査は、広告原稿を基に改めて実施いたします。提案の採用決定をもって、広告主、広告内容の確定ではありませんのでご注意ください。広告原稿は、広告掲出届（新規・変更）により提出をお願いいたします。（本提案書類と同時提出でも構いません。）

広告主、広告内容の審査は、「秩父市公共施設広告掲載要綱」及び「秩父市公共施設広告掲載基準」に基づき、実施いたします。

11 留意事項

（1）提出書類の取扱い

- ① ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- ② 秩父市情報公開条例第6条により開示請求があった場合、採用された提案の応募書類は原則開示することとします。不採用となった提案の応募書類は、同条例第7条第3号の規定により、非開示といたします。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

（2）費用負担

- ① 提案の採否にかかわらず、提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（事前協議等にかかる人件費や交通費などを含む一切の費用・損害等）の補償や賠償はいたしません。
- ② 広告の掲載、設置及び撤去（原状回復）並びに契約期間中の維持管理にかかるコストは原則提案者の負担となります。

（3）広告物の管理責任

広告物の設置及び撤去（原状回復）並びに契約期間中の維持管理における一切の責任は提案者が負うものとします。

広告物の設置及び撤去（原状回復）にあたっては、提案者と施設管理者とで調整を行い、安全上問題のない方法で実施していただきます。

（4）指定管理者制度導入施設

指定管理者制度導入施設に係る提案の場合は、指定管理者の了解を得られなければ、再検討をお願いする場合があります。

(5) 法令遵守等

- ① 提案者は関係法令等を遵守し、特許権や実用新案権、その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その一切の責任は提案者が負うものとします。
- ② 提案にあたって知り得た情報は、目的外に使用し又は第三者に開示、漏洩してはなりません。
- ③ 提案にあたっては、「秩父市公共施設広告掲載要綱」、「秩父市公共施設広告掲載基準」や「秩父市公共施設広告事業民間提案制度実施要綱」をよく確認してください。



秩父市イメージキャラクター

ポテくまん

【担 当】

秩父市 財務部 資産マネジメント課
(秩父市歴史文化伝承館3階)

電 話：0494-22-2208 (直通)

F A X：0494-22-2534

Eメール：s-management@city.chichibu.lg.jp